

報告Ⅲ チベット問題と1950年代の国際関係 ——1959年のチベット解放／侵攻をめぐる——

(東京大学・中国研究所所員) 川島 真

私は誰のミセーかわかりませんが、ミセーとしての私の主人がいすぎまして、報告依頼から逃れられず、ほとんどゼミ発表のような報告になってしまいますことを、お許しいただければと思います。

与えられた課題は、国際関係、それも1950年代のチベット問題という課題でございます。これは、どう考えても59年のチベットの話なんだろうと私は思いましたが、なぜこれなのかと考えると、59年のチベットの——これを蜂起というか反乱と呼ぶかは別として——あの事件によってダライ・ラマが亡命をして、そのあたりから今回の事件が始まっているんだと思うところだと思に至りました。また1959年の動乱が始まった3月10日以降、反乱あるいは蜂起があった日付が記念日になっていまして、今回の事件も一連の事件もその3月にあわせて起きているという意味で、この50年代の問題を理解しないと今の問題もなかなかわからないのではないか、そういう課題設定が多分に企画者の側にあったのだろうと私は認識しております。

個人的に今回のことを調べていて、少しわかったことは、テロと人権の間とも言いますか、今回のチベットの案件がこれほどまでに西洋社会や国際社会から一つの人権問題として取り上げられたのかということについて、一つの示唆が得られたかという気がしています。1959年の事件がチベット問題の取り上げられ方の枠組みをつくった一つの要因のように思います。もちろん今現在はインターネットの問題もありますし、オリンピックの問題もありますし、単純に比べられないことがいろいろありますけれども、50年代と比べることに



よって一つの流れが見えるかと思いました。

レジュメの冒頭に簡単な年表をつけました。50年代ですので、背後には冷戦の形成があって、朝鮮戦争が起きていっているという大きな流れがあります。またバンドン会議云々という中国とインドの関係が良くなっていくという時期であったものの、いろいろな背景があって、59年にいたって中印が国境紛争を起こすという、そういうような流れもございます。中国とインドの関係が完全にすぐ決裂するわけではありませんけれども、中国も国際的な孤立に入っていく時期でもあり、また大躍進の時期にもあたります。また台湾に行った蒋介石政権は朝鮮戦争の中でその地位をようやくアメリカに保障されまして、同時におそらく四川や雲南、タイの北部には反攻基地があったので、チベット等にも蒋介石の影響があるといった話がいわれていたような時期であると思われまます。そういう時代背景の中で1959年の事件が起きてくるわけです。

年表

- 1950年10月 人民解放軍がチベットに「侵攻」
 1950年11月11日 チベット政府、国際連合への提訴
 1951年5月23日 チベットの平和的解放に関する協定17条
 1954年4月29日 中印平和5原則条約（1962年失効）
 1954年 ダライ・ラマ、パンチェン・ラマともに全人代出席
 1954年4月 中国領チベット地方とインド間の通商、交通に関する中印協定
 1956年 西藏自治区準備委員会発足
 1959年3月10日 チベット蜂起／反乱
 1959年3月20日 人民解放軍が本格的鎮圧開始
 1959年3月31日 インドのネール初代首相がダライ・ラマ14世のインド亡命受入（インド北部ダラムサラにチベット亡命政府樹立）
 1959年10月20日 中印国境戦争
 1960年4月19-25日 周恩来・ネール会談

1. 人民解放軍のチベット侵攻／解放⁽¹⁾

まず、前史として人民解放軍のチベット侵攻、あるいは解放ということに触れねばなりません。この前の段階でチベットが果たして中国領であったのかどうかという問題は議論しづらいのですが、多分ポイントはチベットに対する中国の宗主権を完全に否定していた勢力はあまりないということでしょう。イギリスであっても、チベットに対する中国の宗主権を承認しているのです。ここから先が問題で、宗主権が行使されているか

注(1)このような用語の使用法については、ペマ・ギャルポが常に注意を喚起しているところである。ここでは、解放と侵攻という両義を記すことにする。

ら中国の主権がチベットに及んでいるのだという立場と、宗主権に止まっているからチベットにある程度の自立性があるという立場があり、その点で中国とチベットの関係への見方が変わるといのが実情なのだろうと思います。私は民国初年の外交文書しか史的には見ておりませんが、その段階で中華民国の外交部、当時は総統府の下に蒙蔵局がありましたが、その文書を見ると、中華民国が——つまり辛亥革命が終わった後の中華民国の袁世凱政権がモンゴルとチベットを冊封するのですが、冊封し、中華民国自身がモンゴルやチベットに宗主権を有していること、このことが自らの主権の表現であるというふうに考えていました。現在の目線からだ、ちょっとわかりにくいと思います。宗主と主権については、濱下武志先生はいろいろとおっしゃると思いますが、民国初年には、中国から見ると宗主権の行使が主権の行使に見えていたはずで、当然イギリスから見れば、チベットから見れば、インドから見ればそれぞれまったく違う観点になると思います。それからもう一つは40年代後半にインドが独立するという事情がやはり重要なのだらうと思われま。インドのチベットへの関与をどう見るのかということがあります。中国はすぐチベットであれば背後にイギリスがいると思ってしまうのですが、イギリスはむしろ一歩引き気味にプレーをしていて、インドがチベット問題の大きなアクターになってくるということは40年代後半から起きてきているわけですので、そういうことを念頭に置きながら、50年代の話をしたと思います。

一次史料はまだ公開されていませんし、また私自身2週間くらい前に報告の依頼をされたために文献にあたることもできず、基本的に二次文献に基づいて内容を整理したに過ぎませんので、そこはお断りしたいと思います。

チベットに人民解放軍が入ったところで、国連

にチベット側は提訴します。これはまた後で申し上げますけれども、そこから先にいろんな交渉過程があって、先ほど話題になった17か条協定（「中央人民政府とチベット地方政府のチベット平和解放に関する協定」）というものが締結されます。この17か条協定については、先ほど文言が話題になりましたが、手続き的にもいろいろ議論をされました。そもそも、ダライ・ラマがわかっている、交渉をしたのかという問題があります。交渉に際して北京にダライの使節が行っているのですが、ダライ・ラマがその交渉経緯を知らない可能性があるわけです。また、使節が使った印鑑の問題もあります。印鑑問題というのは中国史ではオハコであります。ダライ・ラマの自伝によりますと17か条協定のことをダライ・ラマは北京放送で聴いたとされています。それで大きなショックを受けたともいっています（The Dalai Lama of Tibet (1977)）。ダライ・ラマが北京放送を聴いていたことのほうがむしろ衝撃でございますが、そういうような理解でございます。

協定の内容については先ほどすでに話がございました。基本的には現状、チベット内部に関しては現状維持というのがその協定の基本方針のようではあります。その維持というのは内政の行政等に関する維持でございます。軍事・外交に関しては中華人民共和国に属するというのが大原則でございます。つまり、チベットにおいて実行されるのは自治なのですが、その自治というのは中華人民共和国的なコンテキストにおける自治であって、中国政府のチベットへの権限を認め、人民解放軍のチベット駐在を認め、事実上チベットの対外交渉権を北京が接収する、あるいはそもそも否定するということがなされたわけでございます。そして重要なのはおそらくは7条の「宗教・仏教については中国人民政治協商会議共同綱領の規定する宗教信仰の自由の原則の下でそれを尊重する」という部分です。たぶんこれが争

点なんだろうと思われまして。

以上のように、解釈の争点はおそらくこの17条でもって中華人民共和国のチベットに対する関係が、宗主権に基づくものではなくて、完全な主権に基づく関係になったことが確認された北京政府が考える点、また17条での宗教の原則をどう考えるのかということになるかと思われまして。この両者とダライ・ラマの存在というのは、おそらくかかわるのだろうと思います。それから先ほど申し上げたように、そもそも17か条というものが有効かどうかという問題があります。すなわち、手続き論的な問題、そして北京政府がチベットに最後通牒として突きつけてサインさせたという強制性をチベット側は問題にします。またこれが条約なのか、それとも国内のある種の地域間における取り決めなのかという問題もあり、それによって議論の軸が随分変わってくるかと思われまして。こうした論点は、これまでも多く取り上げられ、整理されてきました。そうした点で、これまで申し上げてきた論点は、これまでの研究史が問題としてきた点であります。そして個々の先行研究の論じ方も、立場によって大きく見解が異なります。

チベット問題については北京政府側の出してきたリソース、資料集が多々ございます。他方で、皆さんが多分ネットでチベットと引くと出てくるチベットのダライ・ラマ系のデータが大量にあり、中間的な資料がインドの新聞やイギリスの一部にあります。この三者を比べながら皆さん研究するのですが、なかなかリソースの限界があって厳しいようであります。

中華人民共和国の成立直後の1950年代初頭、ダライ・ラマは亡命をしません。亡命を考えたようではございますけれども、亡命をしないで踏みとどまって、ダライ・ラマはパンチェン・ラマと一緒に全人代（全国人民代表大会）に出たほどです。また54年4月29日に中国とインドが平和5原則の条約を結び、同じころに中国領のチベットとインドの間の

通商・交通に関する中印協定というものもできています。したがってこの段階で、すなわちダライ・ラマがラサに残っている状態の下で、インドは中国のチベットに対する主権を認め、そしてそのもとでのチベット内での通商貿易協定を結んでいるのです。このことは後のネルー政権——ネール政権、ネール政権といろいろ最近表記がありますが——チベット問題への対応を規定することになります。つまり、インドはあくまでも北京のチベットへの主権を承認しているという原則があり、それがこの50年代のいわゆる平和友好5原則の初期の段階では貫かれているということでもあります。62年に平和友好5原則に関する条約は破棄され、失効しますけれども、いずれにせよ初期的にはこういう状況がございました。そして中華人民共和国はチベットへの支配を強化していく方向で西藏自治区準備委員会を56年に作り、その3年後にチベット蜂起・反乱が起きるという経緯になっています。

2. チベット反乱の経緯

軍事面からチベットを見た場合、1949年の中華人民共和国成立当時、チベットにはチベットの軍がいて、人民解放軍は漸次だんだん北東部からゆっくりゆっくりチベットに入ってくる、というイメージであります。人民解放軍がチベットに入るに従って、チベット軍を漸次人民解放軍に切り替えていきます。1959年の「動乱」の経緯は皆さんご存知だと思いますので詳しくは述べませんが、まずはダライ・ラマと譚冠三の有名な書簡問題というのがありました。これは中研の『アジア経済旬報』などにも紹介されていたりするのですが、要するにダライ・ラマを中国側が拉致するのではないかという噂話がある中で、中国側とダライ・ラマ側で書簡が往復し、その間にいっそう疑義といいますか、ダライ・ラマが誘拐されるのではないかという雰囲気が強まって対立が深

まったようであります。

59年3月17日にダライ・ラマは近親者と脱出してインドに亡命いたします。3月28日になって、国務院命令で中国は「ダライ・ラマは拉致をされたのである」といい、チベット地方政府を解散し、チベット自治区準備委員会を改組して、準備委員会主任委員であったダライ・ラマがいないために、パンチェン・ラマ副主任委員が主任委員を代行するということにします。これはダライ・ラマの亡命に対するかなり早い反応で、これによってパンチェン・ラマを中心としたチベットの準備委員会というものを組織します。パンチェンも3月30日に国務院令に対する支持を表明して、以後反乱支持者等を批判していきます。もちろんパンチェンも以後立場を変えますが、この段階ではかなり中国側に近い状態です。

また50年代のこの時期には、チベット問題に絡めて蒋介石批判が盛んに展開されます。つまり1959年の暴動というのは、誰が悪いかというアメリカと蒋介石が背後で動いているんだ、というふうに説明をされます。先ほどの反封建・反植民の問題でいうとやはり反植民の方が言説の上では強調されています。これは果たして本当なのかというそれは別問題で、相当な資料が出てこないとわからないと思いますけれども、言説の上では蒋介石が悪いという点が強調されています。もちろんそれに呼応するように、台湾内部の新聞等を確認しますと、中国側がチベットに対して弾圧を加え、チベットは大変酷い目にあっていると書いておりますし、アメリカ側の新聞も同様です。私が見たのはニューヨークタイムズとワシントンポストですが、そういう言論をしているのは確かです。

インドに逃れておりましたダライ・ラマもまた、中国政府のチベット政府解散命令を否定し、自ら臨時政府樹立を宣言し、また自らが拉致をされたということを否定して、自分で亡命したので

あると主張します。しかし、この時のダライ・ラマの声明があまりに奇異であったので、つまりダライ・ラマの声明でありながら「私は」という一人称が使われず、「彼は」という三人称が使われていたので多くの疑義を呼んだのですが、結局、ダライ・ラマは「私」と言ったもののテキスト化される過程で「彼」となったことが主張されます。いずれにしても、「宣伝」が跋扈する言論空間において、論戦が戦わされていたことがうかがえます。当時の研究者の書いたものを見ても、書簡とか声明からいろいろ推測をし、またそうした推測や宣伝の空間の中で事態が展開していった感があります。この時期、1万4000人のチベット人がインドに亡命したといわれていて、各地域に人びとが受け入れられています。3月10日は記念日になって、National Uprising Dayといわれ、1963年にはその日にチベット憲法が公布されています。このほかにもいろいろありますが、これが59年のチベットのいわゆる「反乱」であったと思います。

次に、国際社会の対応について話をしたいと思います。

3. インド側の動き

まずインドであります。私はインドに1回しか行ったことがありませんけれども、大変多様な社会でございますし、また当時国民会議派とネールの問題もありまして、このダライ・ラマの亡命をめぐっても、それほど反応は単純ではございません。先ほど申し上げましたように、54年にインド政府はチベットが中国の一部であることを承認しております。従いまして、チベットから逃れてきたダライ・ラマを、公式には亡命政府と見なすことができないわけです。国際法と外交史からすると、亡命政府として承認する場合、例えば第二次世界大戦中にフランスが丸々占領された際にフランスからどこかへ逃れた政府を承認するとかいっ

たように、もともと自分が承認していた国が違う国に占領されて、その政府が違う国に逃れた場合にそこと関係を結ぶことはありえますが、チベットという「地方」の場合にはなかなかできないわけでありまして、あくまでネールはその路線を保つこととなります。ダライ・ラマが亡命した当初は、ネールはどのようにして良いのか、対応をかなり曖昧に、慎重にいたします。中国とインドの間には友好5原則がありまして、非常に関係が良い時期でございますので、ネールは対応に苦慮したのであろうと思われます。ネールは議会において態度表明を避けます。「ここインドはハンガリーでもオーストリアでもない（ハンガリー動乱がありましたので）。また、質問は（ネールに対してダライ・ラマにどう対応しますか、という質問については）仮定のもので、実際におきているものではない（ダライ・ラマが来ていることもしばらくはわからない、確認できていないと否定し続けるわけです）。問題は、実際におきた状況のなかで検討されるべきものである。いまはこれに回答できない」（落合淳隆1987）とあって、当初は逃げていました。

ガンディー、そして国民会議派は、チベット難民受け入れは当然だと主張しています。4月3日になってネールはようやく亡命の事実を承認いたします。非常に柔軟な対応で、ネールは公の場ではかなりほかして慎重にやるのですが、実際には人を派遣して受け入れ作業をおこなわせ、そして国境地帯にキャンプを作ってそこにとどめおくということをいたしています。ただ、その時のダライ・ラマの回想録等にありますがように、待遇は決してよいものではなかったようです。実際かなり多くの方が亡くなったようではあります。インド政府としてはなるべく彼らを外国メディアにさらさないように国境辺にはりつけておいて、そしてやがては北部の方に移していくというような方針を採っています。しかしながら問題は、このネー

ルの慎重かつ穏健な方針がインド国民の内部から強烈な反発を生むことになってしまったことです。ここがポイントでありまして、3月20日にも起きているのですけれども、デリーの中国大使館とボンベイの中国領事館に抗議活動が起こり、4月20日にはボンベイで毛沢東の肖像にトマトと卵を投げつけて、毛沢東の肖像画を蹴り捨て、破り捨てるといふ事件（落合淳隆1987）さえ起き、中国側が嚴重に抗議するといふところまで緊張が起きます。

しかしネール自身は、それでも中国との関係に相当な配慮をしています。

「ダライ・ラマに関するかぎり、ネール首相は、ダライ・ラマに庇護を喜んで与え、その高き地位により尊敬はするが、彼が国際慣行に反し、かつ、受け入れ国（インド）に迷惑をかけるだろうと信ずる理由はまったくないと一再ならず明らかにしてきた」。それはあくまでも宗教における地位は尊敬するけれども、政治活動に関してはそれはやめてくれという立場をとり続けます。これは中国側からすると表面的なポーズであるといわれますが、インドの対応といふのは公的には「インド政府は、別個のチベット政府を承認することはないと明らかにしたい。したがって、ダライ・ラマの下にインドで機能するチベット政府という問題はまったくありえない」（インド外務省スポークスマン、1959年6月30日？）とされていたのです（落合淳隆1987）。

つまりチベットの中に入っているダライ・ラマの周辺が何を言おうと、その問題を政治化する意図はないと公的に言い続けることになります。実際には軍事衝突等も起きていくのですが、ネールは慎重に慎重に対応しながら、国内の批判にさらされて自らの政権の基盤さえも危うくなるといふところまでいってしまいます。ただ、現在から振り返りますと、これは止むを得なかったかなといふ気はいたします。つまり平和友好5原則の条約

は62年までは有効でございますし、国際社会は冷戦下にありますので、あまりこの問題で大きな火遊びをするといふのも問題であったでしょうし、国境をめぐる問題は前からありますけれども、その問題をなるべく大きくしないようにするといふ努力があり、また現実的に国民内部でのチベットへの同情がある場合はそれにもある程度配慮しなくてはいけないといふところでの苦渋の選択であったのだろうと推察できるのです。

この後、ちょっと時代的には先に進み過ぎますが、63年3月10日にダライ・ラマ政権はチベット憲法の公布を宣言します。その時の入江啓四郎先生の判断といふのを書いておきましたので、ご覧ください。

「達頼の行動は、チベット独立政府の樹立またはその計画として、具体化するまでにはいたっていない。ただ達頼は、チベット民心にとっては、精神的影響力が大きいのであるから、インド政府としても、十分取締る責任があるが、インド国内で憲法を発表した程度では、中国としては、何ほどの物的圧力を受けなかったのであろう。これでは国際法上の干渉を構成したとはいわれまい」（入江啓四郎1964、217頁）

さて、話を1959年に戻しますが、この時にやはり問題になってくるのが、カリンボン、あるいはカリンポーンの問題であります。中国側は、デリー政権、あるいはネール政権の宥和的な姿勢を仮のもの、あるいはインド政府は事実上チベット亡命政府の活動を認めているのではないかと、口ではいろいろ言っているけれども実際にチベット亡命政府にフリーハンドを与えて好きにやらせているのではないかと、そういう批判を展開いたします。もちろん亡命政府自身のこともあるのですが、そもそもダライ・ラマたちが亡命する前からインドの東北部にあるダージリンに近いカリンボンに反中活動の拠点があり、そこにアメリカや蒋介石政権が多く入り込んでいて、人員を養成したりしてい

たという話があり、中国側はこれをかなり強烈に批判します。インド側は当然それを無視しますが、中国側はだんだんこのカリンポンで養成された諸勢力、反中勢力が3月の動乱も起こしたとさえ言うようになります。はじめネールが中国に対して慎重な姿勢をとり、中国側もそこまで言わなかったのですが、だんだんとエスカレートしていき、中国側もかなりきつい姿勢でインド側を批判するようになってまいります。

さらに、先ほどの繰り返しになりますけれども、インド政府を批判すると同時に、「アメリカ帝国主義と蒋介石政府」を悪玉に据えています。しかし、中国側もそれなりに配慮はしていて、『人民日報』の初期の文章は、「一番悪いのはアメリカと蒋介石だ。ネールも悪い。悪いけれどもネールはダライ・ラマたちをそこまで厚遇はしていないから、まだ良いところはある」、要するにネールと周恩来双方がある程度批判をしながら、まだ両国の関係を完全に壊すところまではいかない、というのが1959年4月くらいまでの状況だと思います。これはあくまで報道ベースなので、外交史的にはいえませんが、報道ではそういうふうに取り扱われます。

ところが59年の5月になると、『人民日報』レベルでも相当厳しいネール批判が始まってきます。要するに、動乱の責任はアメリカと蒋介石という帝国主義にあるが、それだけではなくて一部の上層者——先ほどのお話にあった貴族や僧侶とかのことを指していて、農奴ではない——が悪いのだというふうになり、中国側も言うようになります。ネールは、今回の動乱は必ずしも僧侶と貴族だけがやったわけではなく、広範な層が動いたのではないかと発言しました。中国側は、それに強い勢いで反発しまして、結局のところ帝国主義だけではなくて、反封建の議論が5月の段階で入っていきます。つまり、帝国主義とチベット内部の上層が悪いということにして、反帝国反封建とい

う論理に絡めたのです。さらに、インド側の発想、ネールの目線などはイギリス帝国主義のなごり、継承なのであって、ネールもまた植民地主義者の発想であると非難します。

先ほどの議論と連続性のある話ですけれども、59年の話は、反帝国・反封建論と関連付けられ、アメリカと蒋介石を批判しつつも農奴制の問題が絡んで議論されているところに特徴があると思います。以後、中国とインドはかなり関係が悪化していきます。

中国からしてもやはりチベット問題でいわゆる第三世界、あるいはインドとの関係を壊すかどうか相当苦慮したはずなのですが、事件の後、1、2カ月の動静を見ると、両国関係はかなり厳しい局面に入っていきます。しかし完全に決裂するわけではなくて、その翌年の60年4月19・25日に周恩来がインドに行って発言をします。その場で周恩来はネールをちくりと批判して、「あなたの国が別に誰を亡命者として迎え入れようとわれわれは感知しない」、などといいながら、「しかし彼らがある種の政治運動をするようであれば、あるいは違う国に迷惑をかけるようであればそれは受け入れられない」といった発言をしています。国境問題でもめて、それはある程度関係を修復できたけれども、この問題がしこりとして残っていくことになります。

話を飛躍させますが、この数年間で中国とインドの国境問題が比較的良好になったわけです。ここでつまり59年の事件に絡んで混乱・衝突が始まった——その前からもありますけれども——領土問題・国境問題にともなう緊張が少し緩和された、あるいは上手い方向に回りだしたということがあります。しかし、胡錦濤政権においてチベット問題が起きてしまいました。今回の件についてインド政府はどう反応したかという点、この2008年の事件の何カ月かの経緯を想起するとよいのではないかと思います。今回の一連の事件は一番初

めにインドで起きたのです。あるいは報道レベルではまずインドの報道が最初にあつて、チベット内部の話に波及したかと思ひます。その段階でインド政府はあくまでチベット人の運動を取締つたということが、メディアレベル、あるいは政府のスポークスマンレベルでは全面的に出てきました。インド政府は、チベット問題で中国とどのように向き合うのか悩んでいて、今回も苦慮しながら収めようと努力する姿が1カ月ちょっと見られるということではないかと思ひています。この点、1959年とも共通する姿勢が見られます。

つまり、チベット問題をめぐる動乱がこれだけあつて、ダライがこれだけ活動していても中印関係は決定的に決裂するとか、衝突するところまではいっていないのです。そして、それが中印関係とチベットに関する一つの基調となつていてと思ひられます。もちろん、相当多様な意見や状況の推移があるのですが、あまり大きな問題にしないようにする努力の方向というのが1950年代からあつたのだと思ひます。もちろんこれはかなり乱暴な議論なので、もっと細かい話がたくさんあると思ひます。

4. 国際社会の反応——国連を中心に——

次に国際社会の話に移りたいと思ひます。国際社会にもいろんな国際社会があつて、当然冷戦構造の話に入るとキリがないですから、冷戦構造との関係は、参考文献に挙げました、ハーバード大学のJournal of Cold War Studies (冷戦研究紀要)をご覧ください。ここではChen Jianさんのものしか挙げていませんけれども、この8巻全体がチベット特集、ほとんどすべてが50年代のチベット問題をめぐる特集でございまして、ここに冷戦構造とその問題の関わりがすでに研究されているので、今日この場では冷戦との関係ではなく、国際連合でのチベット問題を取り上げたいと思ひます。

なぜ国連の問題を取り上げるかと申し上げますと、実は1950年代段階からチベットの問題というのは直ちに国際問題化するような問題であつたということを申し上げたいからです。それは単に当事国であつたインドやイギリス等の国々との関係において国際問題にする、国際政治的な問題になるという意味ではなくて、国際連合という場において、人権問題として提起される問題であつたというわけでありまして。つまり、中国には多くの少数民族がいて、そのさまざまな少数民族がさまざまな問題に直面しているわけですが、なぜチベットの問題は国際社会で大きな問題として取り上げられるのだろうかという問いがあるときに、もちろんイギリスの問題等の歴史的経緯があるにしても、50年代のこの時期にすでに人権問題としてのチベット問題という位置づけが国際連合になされ、さらに決議までなされたということに留意すべきだと思ひます。1959年の事件と国連との関係は、国際社会のなかのチベット問題、特に戦後の国際社会におけるチベット問題の位置づけに関する一つの始まりになるだろうと思ひますので、ここで取り上げたいと思ひます。もちろん違うコンテクストもたくさんあると思ひますが、簡単にこれをご説明申し上げたいと思ひます。

(1)1950年の第5回国連総会におけるチベット問題 (落合淳隆1988)

まず1950年に人民解放軍がチベットに入るときにもすでに国連総会において問題にされようとしていました。人民解放軍が50年にチベットに入った際に、インドのカリンポンにいたチベット代表がダライ・ラマの内意を受けまして、国連事務総長に提訴し、チベットの独立の地位を中国が脅かしていると説明しています。

チベットのダライ・ラマ周辺がチベット独立を望んでいるのか、それとも高度の自治を望んでい

るのかという点は、状況に応じて二転三転してきました。これは平野さんのご専門だと思いますが、要するによくカリンボン筋の発言であるとか、ダライ・ラマ以外の方の発言ですと独立を志向する声が多くあるのですが、ダライ・ラマ自身に聞くと「高度な自治」といったりします。

1950年の段階の国連事務総長への提訴によりますと、「チベットの独立の地位が中国に脅かされている」とされています。ここで言う「独立」はindependentでautonomyではありません。この提訴をエルサルバドルが取り上げるべきであると言って、「外国軍隊のチベット侵略」、つまりチベットは明らかに中国の一部ではないということを含意する題名でもって総会への提訴をしようとし（1950年11月14日）。手続き的には、総会へ提訴され、議長が良いといいますと、議案（請願電報）が各国に配布されます。これに対して『人民日報』が当然のごとく反発して、アメリカがエルサルバドルの背後にいると批駁を強めていました。

総会で取り上げるかどうかというのは、一般委員会というところで審議しますが、一般委員会ではイギリスが延期を提案します。チベット側が、中国が侵攻してきたからなんとかしてほしいと国連に提訴すると、イギリスがそれは止めてくれと提案しているのです。インドは何と云うかという、「この案件の平和的解決およびこれは平和的に解決されるだろう」とイギリス案に同調します。そしてイギリス連邦系のオーストラリアもそれに同調し、結局、ソ連と中華民国も賛成します。中華民国は中華人民共和国に対して反発はしても、チベットが中国ではない、という言論には賛成できないのです。「外国軍隊のチベット侵略」という議題に賛成できない中華民国は、この段階では延期して欲しいと言います。そして、アメリカは本来であればこれは総会でやるべきなのだけれども、一番の当事国であるインドがこの問

題は平和的に解決するであろうと云っている、という理由でイギリスを支持し、総会での議案は見送りになります。この問題に対する各国の対応の雛形が1950年にすでに見られます。

(2)1959年の第14回国連総会におけるチベット問題（落合淳隆1990）

59年の事件のとき、自らが亡命するに際して、ダライ・ラマ自身が国連事務総長宛に書簡を出しました。それについては、マラヤとアイルランドが議題を採択し、審議すべきであると話が進んでいきます。ただ、この国連の審議の段階ではチベット案件を政治案件として扱うことは好ましくないという配慮が強く働いたようでございます。これは先行研究ですでに議論されているところでして、つまり1959年にはまだ冷戦がかなり厳しいので、チベット案件で戦争が起きるようなことは望ましくないという配慮から、またおそらく中華人民共和国が国連の加盟国ではないということも考慮して、政治案件ではなくて、基本的人権の侵害という論点でチベットを取り上げるという方向になります。ここが人権問題としてのチベット問題の始まりなのだろうと考えます。もちろんいろいろな議論があるので、すべてがここから始まるなどというつもりはありません。ただ、国連における人権問題としてのチベット問題は、ここが始まりなのだと思います。

一般委員会では当然東側は全部反対するわけですが、中華民国を含む国々が賛成します。今度はチベットが中国であることを前提にして、チベット内部における中国共産党の行動を批判するわけですから中華民国としても当然賛成するわけでありまして、中華民国を含む11カ国が賛成して総会に対して議題として提案されます。

議案が提起された後にさまざまな議論がなされますが、ここで面白い主張が出てまいります。ソ連をはじめ東欧諸国が反駁する中、ブルガリア代

表が以下のような意見を述べます。

「中世的封建制度を維持するチベットにおいては、基本的人権なるものは存在せず、人民は奴隷と大差なく、かかる制度からの解放が今回の人民蜂起の原因であり、これら被圧迫人民による支配層の打倒こそが具体的人権の確立である」。

つまりそもそも今回のような基本的人権の概念を農奴に当てはめることさえが問題なのであって、今回の蜂起自体は農奴が自らを解放するためにやったものなのだというロジックが展開されます。先ほどの報告で話題になった農奴問題というのは、いわば人権問題とシンクロすることによって一種の国際的舞臺での議論の俎上にもものせられるのです。基本的人権の議論を農奴的な存在に適用することの是非、などという話題それ自体が衝撃的ですが、当時としては十分にありえる議論で、社会主義の改革・開放の運動論においても不思議な議論ではありません。ただ、それが国連の場で述べられているところが重要と考えます。

審議の末、59年10月21日に表決が行われ、日本も賛成にまわりまして、賛成40、反対9、棄権26となります。インドとイギリスは反対をしています。もちろん裏で何をやっているのかとか、秘密工作部隊が何かとかいろんなことを言えばキリがありませんけれども、国連という場においては中華人民共和国のチベット政策に対する批判についての表決にインドとイギリスは反対票を投ずる、つまり中華人民共和国寄りのスタンスをとっているわけでありまして。もちろんイギリスの場合は香港問題もありますので、中国問題にいつも中国を批判する側に回れないという事情もございましょう。そしてその採択された内容は以下の引用のとおりです。

「国連憲章および世界人権宣言に規定する基本的人権および自由の原則を想起し、チベット人民の享有する基本的人権および自由は、すべての者に対する無差別の社会的および宗教的自由を包含

することを考慮し、チベット人民の独自の文化的、宗教的遺産および彼らが伝統的に享有することを考慮し、チベット人民の独自の文化的、宗教的遺産および彼らが伝統的に享有する自治にも留意し、チベット人民の基本的人権および自由に力づくに無視されているとのダライ・ラマの公式声明その他の報道を懸念し、国際緊張を緩和し、国際関係を改善するための真摯かつ積極的努力が、責任ある指導者たちによっておこなわれている際、これらの事件が国際緊張を増しかつ人びとの間の関係を悪化させることを遺憾とし、1. 憲章および世界人権宣言の原則を尊重することが、法の秩序の下に平和な世界を創り出すことに必要欠くべからざるものであることを確認し、2. チベット人民の基本的人権および彼らの独自の文化的、宗教的生活の尊重をよびかける」(落合訳)

やはり基本的人権が中心となっておりますので、あくまでも中華人民共和国政府を批判するスタイルにはなっていません。そこが特徴になっています。

ところが中国政府は当然それを無視するどころか強烈な反発を加えるわけでありまして。内政干渉であると。基本的人権に対して道義的な声明を発することは、一般的には内政干渉にならないのですが、中国政府は内政干渉と当然ながらお怒りになられました。そしてこの問題は、翌年、翌々年と継続して審議されます。

(3)1960年の第15回、1961年の第16回国連総会におけるチベット問題 (落合淳隆1992)

今度はマレーとタイの代表が事務総長にこの問題を再提起して、議題として採択され、翌年の61年に審議されます。この場合タイが随分積極的な役割を果たします。なぜかはちょっとわかりませんが、もちろんアメリカの関係もあるでしょう。また、タイは蒋介石政権の口ぞえがあって国際連合に入れましたので、そういうこともあるのかと

私も推測いたします。東側の国々はもちろん反対しますが、「チベット住民の自決権を含め（ここが新たに入りました、59年にはなかった部分です）、彼らの基本的人権と自由を剥奪する行為を停止するようにとの要請をあらためておこない、（この後も新しいですね）加盟諸国が本決議の目的達成のために努力する」という内容の決議案を国連は採択しております。これはかなり強い内容ですけれども、賛成56、インドとネパールが棄権し、今回はイギリスが賛成に回っています。イギリスが中国批判の方に回っているのですが、この変化をいかに説明するかは今後の課題としたいと思います。

この後の展開を詳しくフォローしてはいませんが、少なくとも50年代において国際連合という場でチベット問題が人権問題として位置づけられていることには留意すべきでしょう。なぜ人権問題として位置付けられたのかという点については、実際に人権侵害があったと考えることもできるでしょうし、また政治的な、冷戦構造のなかでこのチベット問題を国際政治上の大きな紛争にしないようにする、回避する、そういうような各国家間の工夫の結果だとも見ることもできるでしょう。そして、審議のなかでは農奴制をめぐる問題が議論されたこと、インドとイギリスはこの過程においても相当慎重な姿勢を示したことなどが重要となりましょう。ただイギリスは後半においては賛成に回っています。インドとイギリスが国際的な舞台においてチベットのダライ・ラマ政権を積極的に支持するという動きを示しているわけでは必ずしもない——もちろん裏の話は別ですが——ということは記憶に留めておいていいのではないのでしょうか。

恐らくこの問題に深く入っていくにはアメリカのアーカイブを調べて、アメリカが一体何をしていたのかということや丹念に調べて、また蒋介石関連の史料を調べていけば、チベット支援をして

いると北京からののしられていた蒋介石政権が本当のところ何をしたか（何もしていないか）ということが少しわかるのではないかと印象でございます。

ただ、これもまた飛躍になりますけれども、2008年のチベットでの状況についても、チベット問題というとすぐ人権侵害、と結びつけてしまう雰囲気があったように感じます。では新疆で何かあった場合に、人権問題とすぐ発想するのでしょうか。いろんなロジックがあると思いますけれども、そういうチベットの問題＝人権問題、そしてそこに自治の話が絡みつく枠組みのようなものが50年代にも早くも見られることがおわかりいただけたのではないかと思います。もちろん完全にすべてが歴史的に連続するとは申し上げませんが、過去にそのようなことがあったということは抑えておいていいでしょう。

おわりに

このようなある種の歴史のアナロジーにはそう簡単に連続性があるとは言えませんが、最後に当時の研究者がこの事件をどういうふうに見たのかということやを申し上げたいと思います。

一つは、中研系の雑誌に多くの文章を書かれていた岩村三千夫先生の言論が典型でしょう。

「このこと（59年の事件）をもって、チベットにたいする中国政府の政策が失敗したとか、中国政府がチベットを虐待していると片付けることはできない。なぜならば、このチベット地方政府を構成する勢力は、きわめて封建的な規制的な勢力であって、かれらこそチベット人民に対して多年にわたって圧政と虐待をつづけている勢力だからである」。例の、先ほどの発表にあった農奴の問題に注目し、1959年の事件は農奴解放なんだという受け止め方をしていらっしゃいます。そしてさらに、「そうした勢力は、蒋介石らの『激励』や武器の提供もうけ、また一部の中国本土にひそん

でいた反革命派とも連絡をつけ、また国外の勢力とも手を結んで、今回の反乱を組織するにいたったとみることができる。かれらの究局の目的は、チベットを中国から分離することであり、チベットに予想される一切の改革に反対することである」(岩村1959) というような言論でした。ここでは、中国政府の見解を踏襲するというスタイルが見え隠れします。

それに対して一步距離を置く話として、中根千枝先生の議論があります。これは、59年の『中央公論』に載った議論ですが、中根先生はずっと歴史的な経緯というものを説明されまして、チベットの内部にはイギリスやインドと仲良くする勢力もいるし、中国側に近い勢力もいるのだとしておられます。そして、今回(1959年)の確執というのは歴史的な経緯があって、そう簡単に割り切れるものではない、つまり今回初めて出てきたものではないということの説明した上で、「今回のチベット暴動というものが、チベットをめぐる外部の勢力ばかりでなく、チベットに内在する非常にチベット的な要因があることが明らかになったが、問題は今後のチベットにあるといわなければならない」というように、ある種内在的連続論という論点を提示されました。

当時、多くの議論は岩村先生的であったと思われませんが、それでも一步距離を置いた見解もありました。このような当時の言論のあり方もまた今回のチベットの問題をめぐる日本の言論を考える時に重要な示唆を与えてくれます。中国政府的な発想の人はあまりいないかもしれませんが、中国政府の言うことを逆に見てしまう、逆にアンチばかりになってしまう向きもあったと思います。それもまた一辺倒なわけでございます。今回のチベットの事件をめぐる、どのような私達が言論をしたのかということも、一つの反省材料というか自分を見つめ直す資料と考えている次第であります。時間がギリギリになりました。ありがとう

ございました。(拍手)

【参考文献】

- 入江啓四郎(1964)『中・印紛争と国際法』(成文堂)
- 岩村三千夫(1959)「チベット反乱の行方」(『アジア経済旬報』, 392号, 1~3頁, 1959年4月)
- 植田捷雄(1960)「チベット問題をはらむ中印関係」(『季報共産圏問題』4巻2号, 1960年7月)
- 浦野起央(2003)「チベット国際関係史の構図」(『法学紀要』45号, 221~473頁)
- 落合淳隆(1986)「1959年のチベット反乱」(『早稲田法学』通号61(3・4), 167~198頁)
- 落合淳隆(1987)「ダライ・ラマのインド亡命と印中関係」(『立正法学論集』20(1~4)号, 63~87頁)
- 落合淳隆(1988)「1950年のチベットに対する中共の侵攻と国連提訴」(『立正法学論集』21巻1・2号)
- 落合淳隆(1990)「1959年第14回国連総会でのチベット問題処理」(『立正法学論集』23(1~4)号, 73~109頁)
- 落合淳隆(1992)「1960年第15回, 1961年第16回国連総会でのチベット問題の処理」(『立正法学論集』25(1~4)号, 1~24頁)
- 落合淳隆(1993)「ダライ・ラマのチベット憲法分布と中印対立」(『立正法学論集』26(1~4)号, 21~48頁)
- 落合淳隆(1995)「インドのチベット難民への対応(I)」(『立正法学論集』28(1~4)号, 25~48頁, 1995年8月)
- 中根千枝(1959)「チベット問題の背景」(『中央公論』74-9号, 1959年7月)
- Chen Jian(2006), *The Tibetan Rebellion of 1959 and China's Changing Relations with India and the Soviet Union*, *Journal of Cold War Studies*, Vol. 8, No. 3, Summer 2006, pp. 54-101.

The Dalai Lama of Tibet (1977), *My land and my people*, New York, N.Y.: Potala.

並木：どうもありがとうございました。中国研究所がらみで『アジア経済旬報』の紹介もありまして、時代をいろいろと考えさせられます。何かここで確かめておきたいことがあればお手を挙げていただければと思います。

質問者：最初の方に「チベット進入と解放」とあります。中立的な立場から書かれるということだと思のですが、「進入」というのは肯定的に近い中立言語であって、「解放」は反共的な人とはともかくも、肯定言語であり、バランスをとることにならないのではないのでしょうか。つまり「進入」一語であれば中立的で、あるいは「侵入」や「侵攻」であればバランスが取れてそれなりに中

立的になると思いますが、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

川島：ありがとうございます。本来これは題名につけるものでしたが、題名に注をつけるのはあまりにも悪いと思ひましてこのようなかたちにしました。「進入・解放」はもともと、「侵入」の方で書いたのですが、あまりにも刺激が強いかと思つてやめてしまったのです。申し訳ありません。当然ダライ・ラマ的なものでしたら「侵入」で、中国側は「解放」で、ちょっと今日あまりにもどぎつかなと思つてひよってしまったのですけれども、本来であれば「侵入」や「侵攻」の方にした方が綺麗に対称になると思ひています。この点は活字にする際に修正したいと思います。

質問者：ありがとうございました。

中国年鑑2008

特集 試練にさらされる胡錦濤政権

I. 「和諧社会」建設へ向かう胡錦濤指導部

II. 市場手段と行政関与の間で

——新陣容による経済政策

III. 「和諧世界」掲げ大国外交を推進

IV. 安心と信頼の回復を目指す食品安全政策

動向では項目の充実を図り、政治・外交・経済・文化・社会の1年間の動きを詳説。要覧・統計では国土・自然から衣食住まで、中国に関する基本的な情報を提供。資料は統計公報・主要人事・中国現代史年表などを掲載。

編集・発行 社団法人中国研究所

〒112-0022 東京都文京区大塚六・二二・一八

電話：〇三(三九四七) 八〇二九 Fax：〇三(三九四七) 八〇三九

<http://www.soc.ni.ac.jp/ica/> c.chuken@tcn-catv.ne.jp

発売 毎日新聞社 B5判・上製 五四ページ

本体価格：一八、〇〇〇円＋税 ISBN:978-4-620-90677-5

好評発売中！お問い合わせは事務局まで！